

防府市と畜場事業経営戦略

団 体 名 : 防府市

事 業 名 : と畜場事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月 (令和8年 3月改定)

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

※複数のと畜場を有する事業にあっては、と畜場ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用	事業開始年月日	昭和37年度
職 員 数	2人		
広域化実施状況	-		
民間活用の状況	ア 民間委託	清掃、汚水処理施設等の施設の維持管理の一部を民間委託	
	イ 指定管理者制度	-	
	ウ PPP・PFI	-	

(2) 料金形態

※畜場ごとの状況が分かるよう記載すること。なお、近隣と畜場(民設含む)に比較して減免を行っている場合は、その点についても記載すること。

と畜場使用料の 概要・考え方	衛生管理制度(HACCP)に対応するためにと畜できる獣畜を牛に限定し、他会計からの繰入に頼らない事業運営を図るため、令和3年度から使用料の段階的な値上げをした。 令和3年度:牛13,860円/頭、令和4年度:牛27,720円/頭、令和5年度から:牛41,580円/頭	
と殺解体料の 概要・考え方	-	
その他料金の 概要・考え方	-	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	令和3年4月1日	

(3) 現在の経営状況

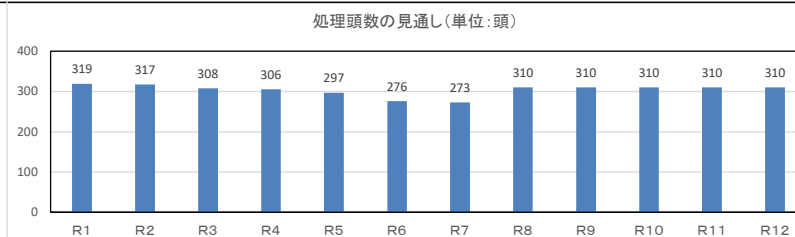
	年度	牛	馬	豚	子牛	その他	合計	
年間処理実績 (頭) ※過去3年度分を記載	R4	306	0	0	0	0	306	
	R5	297	0	0	0	0	297	
	R6	276	0	0	0	0	276	
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	R4	85.0%		R5	84.8%		R6	85.3%
経費回収率 ※過去3年度分を記載	R4	51.6%		R5	76.3%		R6	68.5%
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	R4	33.1%		R5	8.0%		R6	16.6%
有形固定資産減価却率 ※過去3年度分を記載	R4	%		R5	%		R6	%
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	R4	232.6%		R5	139.8%		R6	129.0%

利用業者は、地元、近隣の精肉業者2者のみで新規利用者の予定はない。
経費回収率が10%程度、他会計補助金比率が90%程度と、他会計からの繰入金に依存した経営状況にあったことから、公営企業の基本原則である独立採算を目指して、令和3年度から使用料の改定(値上げ)することで収支の改善を図ることとした。
使用料の改定により、経営は大幅に改善されたが、近年の人員費の上昇や物価高騰による維持管理経費の増加と食肉需要の低迷による処理頭数の減少により、一般会計からの繰入金は増加傾向にある。

2. 将来の事業環境

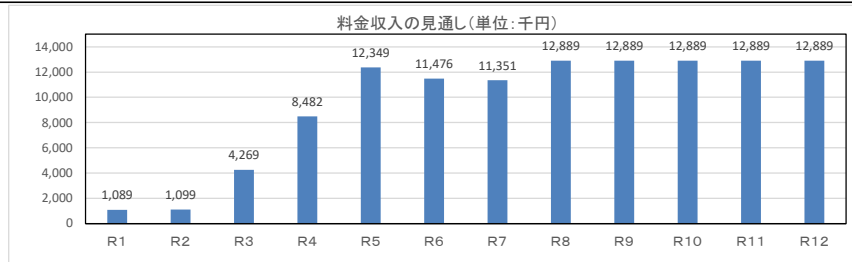
(1) 処理頭数の見通し

処理頭数は、食肉の国内生産・流通構造の変化等に伴い、ピーク時の約3%程度まで減少している。
令和2年度現在、地元、近隣の精肉業者2者のみでの利用で新規利用者の予定もなく、大幅な増加は見込めない状況にある。
また、近年の物価高騰による食肉需要の低迷により、270頭程度まで減少している。
処理頭数は、物価高騰前の水準までは回復するものの、その後、大きく変化しないものと推計した。



(2) 料金収入の見通し

一般会計からの繰入りに頼らない事業運営を図るため、令和3年度から段階的に、令和3年度:牛13,860円/頭、令和4年度:牛27,720円/頭、令和5年度から:牛41,580円/頭と使用料の改定したことにより、使用料収入は大幅に増加した。
しかしながら、近年の食肉需要の低迷により、と畜頭数が減少傾向にあり、大幅な料金収入の増加は見込めない。



(3) 施設の見直し

施設が老朽化する中、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年6月13日公布)により、と畜場におけるHACCPに沿った衛生管理が制度化され、令和3年6月までに基準を満たす衛生管理や防疫対策が施設の設置者及び利用者求められた。HACCPへの対応には、建替えを含む大規模な改修が必要と見込んでいたが、衛生管理基準やマニュアルなどのソフト対応は必要なものの、ハード的には小規模な改修で対応可能との見直しとなった。そのため、令和2年度にHACCPに対応するための衛生設備を中心とした最小限の改修を行った。

昭和36年に建設された施設であるため老朽化が進行しており、大規模な改修等は現在の経営状況から困難である。

安全性を確保するための必要最小限の修繕費を計上し、劣化状況を把握し、優先順位を定めて修繕を行う等、適切な施設管理を行う。

(4) 組織の見直し

と畜場で設置義務のある衛生管理責任者1人(会計年度任用職員、有資格者)が、施設の衛生管理業務を行っている。施設の清掃等を行う施設管理業務は、民間委託しているが、受託できる事業者がないため、令和3年度からは、管理人1人(会計年度任用職員)を設置している。

その他の事務は、施設担当課職員が兼務で行う。

適正な衛生管理を行うため、衛生教育を実施するなど、職員の資質向上を図る。

3. 経営の基本方針

- ・安全で衛生的な食肉を供給するため、HACCPに基づく衛生管理を徹底する。
- ・一般会計からの繰入に頼らない事業運営を目指す。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり
 - (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
- ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	安全性を確保するための最小限度の経費で維持管理に努める。
-----	------------------------------

令和2年度のHACCP改修工事以外に起債を伴う大規模な施設改修等、大きな投資を行う予定はない。

安全性を確保するための必要最小限の修繕を、劣化状況を考慮し、優先順位を定めて計画的に実施する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・経費回収率: 令和元年度9.0% ⇒ 令和12年度86.9% ・他会計補助金比率: 令和元年度90.9% ⇒ 令和12年度19.4%
-----	--

企業債の償還(元金・利子)以外の運営に係る経費(維持管理費)を使用料で賄うこととし、令和3年度から段階的に使用料の改定(見直し)を行うことにより、経費回収率や他会計補助金比率が向上し、収支は改善されたが、近年の人件費の上昇や物価高騰による維持管理経費の増加と食肉需要の低迷による処理頭数の減少により、一般会計からの繰入金は増加傾向にある。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

近年の人件費の上昇や物価高騰により、維持管理経費は増加傾向にある。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	すでに民間委託できる業務は、業務委託している。 老朽化し、処理頭数も少ないため、民間譲渡や民間活用(PFI)は困難である。
投資の平準化	令和2年度のHACCP改修工事以外に起債を伴う大規模な施設改修等、大きな投資を行う予定はない。 安全性を確保するための必要最小限の修繕を、劣化状況を考慮し、優先順位を定めて計画的に実施する。
広域化	現状において、県内他自治体との共同施設の設置等は現実的でない。
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料 金	収支の改善を図るため、維持管理費を使用料で賄うこととし、令和3年4月に使用料の改定を行った。 適正かつ効率的なと畜場の運営に努めてもお不足する最低限の経費は、繰入金で補うこととする。 今後、老朽化による修繕費の増加や食肉需要の低迷による処理頭数の減少に歯止めが効かず、繰入金で補うことが困難となる場合は、利用者と協議のうえ、使用料の見直しを検討する。
企業債	安全性を確保するための最小限度の修繕に留め、大規模な改修を行わないこととし、令和2年度のHACCP改修工事のほか起債する予定はない。
繰入金	維持管理費を使用料で賄うこととし、令和2年度のHACCP改修工事のための企業債の償還(元金・利子)のみを一般会計から繰り入れることを原則とするが、適正かつ効率的なと畜場の運営に努めてもお不足する最低限の経費を繰り入れることとする。
資産の有効活用等による収入増加の取組	—
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	施設を衛生的に維持運営するために必要な業務を委託する。
管理運営費	燃料費や光熱水費などの管理運営費の経費縮減に努める。
職員給与費	会計年度任用職員2名。職員の増員の予定はない。
その他の取組	—

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	県内で飼育されている肉用牛の7割が県外に出荷されている中、安全で衛生的な県内牛を市民に提供するために必要な施設である。
公営企業として実施する必要性	老朽化し、処理頭数も少ないため、民間譲渡や民間活用(PFI)は困難である。公営企業の原則である独立採算を目指し、と畜事業の経営を行っていく。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	計画の進捗状況について、毎年度検証を実施する。大規模な改修など、大幅な修正が必要な場合は、適宜、見直しを行う。令和12年度には、次期経営戦略を策定する。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	H29年度 (決算)	H30年度 (決算)	R1年度 (決算)	R2年度 (決算)	R3年度 (決算)	R4年度 (決算)	R5年度 (決算)	R6年度 (決算)	R7年度 (予算)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収支再差引	(E)+(I)	(J)													
積立金		(K)													
前年度からの繰越金		(L)													
前年度繰上充用金		(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)													
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
実質収支	黒字	(P)													
	赤字	(Q)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	100	100.0	100.0	100.0	100.0	85.0	84.8	85.3	87.2	86.9	86.9	86.9	86.9	86.9
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)														
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	1,176	1,132	1,089	1,099	4,269	8,482	12,349	11,476	11,351	12,889	12,889	12,889	12,889
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$														
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)														
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$														
他会計借入金残高	(W)														
地方債残高	(X)					22,200	19,733	17,266	14,799	12,332	9,865	7,398	4,932	2,466	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	H29年度 (決算)	H30年度 (決算)	R1年度 (決算)	R2年度 (決算)	R3年度 (決算)	R4年度 (決算)	R5年度 (決算)	R6年度 (決算)	R7年度 (予算)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収益的収支分		11,407	10,208	11,006	10,704	8,073	5,441	1,295	2,786	5,472	5,468	5,464	5,460	5,456	5,452
うち基準内繰入金		11,407	10,208	11,006	10,704	8,073	5,441	1,295	2,786	5,472	5,468	5,464	5,460	5,456	5,452
うち基準外繰入金															
資本的収支分							2,467	2,467	2,467	2,467	2,467	2,467	2,466	2,466	2,466
うち基準内繰入金							2,467	2,467	2,467	2,467	2,467	2,467	2,466	2,466	2,466
うち基準外繰入金															
合 計		11,407	10,208	11,006	10,704	8,073	7,908	3,762	5,253	7,939	7,935	7,931	7,926	7,922	7,918